

議案第117号 大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第117号大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の
制定についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

1の大津市ふれあいセンターの概要についてですが、ふれあいセンター
は、大津市ふれあいセンター条例に基づき、市民の福祉の増進及び市民の
交流の促進に関し、場所を提供する事業、つまり、貸室事業を行っており
ます。

伊香立ふれあいセンターを始め、元々は市内に5箇所設置してありまし
たが、順次廃止をすすめており、令和5年度末までに、中、伊香立、南ふ
れあいセンターを廃止し、今般、比叡ふれあいセンターを令和6年度末に
廃止する予定です。

資料の3ページをお願いいたします。

今回、条例改正を提出させていただく、2の比叡ふれあいセンターの概
要についてですが、昭和51年に建築し、現在、大会議室・会議室・和室・
調理実習室の貸室をしており、児童館も併設しております。

運営内容としましては、ふれあいセンターの管理運営以外に、坂本児童
館、坂本天満宮広場、坂本児童公園テニスコート、坂本市民体育館、坂本

市民運動広場の管理をしております。

資料の4ページをお願いいたします。

3の改正内容等についてですが、ふれあいセンターについては、令和元年10月の大津市議会の行政評価による提言を踏まえ、令和3年度の庁内協議において、5館とも廃止する方針を決定しております。

また、比叡ふれあいセンターを廃止することについて、地元の自治連合会長等、関係団体に説明して理解を得ております。

改正内容としましては、令和7年3月31日に比叡ふれあいセンターを廃止し、貸館機能をなくすものです。廃止後は、児童館として活用いたします。

つきましては、令和7年4月1日付で、大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものであります。

なお、膳所ふれあいセンターにつきましても、今後、地域との調整が整い次第、廃止する予定であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。